

檀原市長  
森下 豊様

2015年11月19日  
日本共産党檀原市議会議員団  
西川 正克  
竹森 衛  
日本共産党檀原市委員会

## 2016（平成28）年度檀原市予算編成にあたっての要望書

安倍晋三政権は本年9月19日立憲主義に違反し、民主政治の手続きをないがしろにし、戦争法（安保法制）を強行採決しました。憲法の五大原則のひとつ地方自治の原則をこわし、利権と政治献金の温床になっているマイナンバー制度を押し付けるなど強権政治をすすめています。

安倍晋三政権は、日本の景気現状について「回復基調が続いている」と繰り返していますが、実体経済は全く逆です。まさしく偽装回復宣伝です。

11月2日の、日本銀行による生活意識に関するアンケート調査では、暮らし向きに「ゆとりがなくなった」と回答した人は46.6%にのぼりました。いくら回復宣伝しようが実際は連続マイナス成長です。

食・日用品は値上がり、増税も家計を直撃しています。再来年4月より消費税10%への税率引き上げは容認できません。地域経済を支えている中小業者の営業を廃業に追い込み、暮らしと経済の土台を破壊します。

暴走する安倍晋三内閣に抗して本市は、来年度も暮らしの防波堤として地方自治の大原則にたって、地方交付税の増額を要求し、分庁舎・ホテル建設など税金の無駄遣いを中止し、市民の暮らし・福祉・教育最優先の予算措置を要望します。

# 歳入

- ◆ 国民健康保険税など低所得者について市税の負担は支払いの限度額を超えている。地方税法第15条を遵守し、営業や暮らしを窮地に追いやる差し押さえ処分を行わないこと。インターネット公売は中止すること。
- ◆ これまでの市税条例の改正で配偶者特別控除、老年者控除、年少扶養控除、などにより増えた税収を福祉・教育に優先すること。
- ◆ 原付バイクなどの増税は「生活の足」への負担増であり課税しないこと。

# 歳出

## ◎ 第1款 議会費

1. 議会事務局の職員を増やすこと
2. 障がいをもっている方が安心して傍聴ができるように改善すること。
3. 全国的に数多くの問題を起こしている政務活動費は現行年間50万円から25万円にすること。
4. 議会図書室を設置すること。

## ◎ 第2款 総務費

1. 八木駅南約1,100坪の市有地をPFI方式でホテル(宿泊施設)建設を含む複合施設に96億円税金を投入することを中止すること。
2. コミュニティバス路線を増やすこと。バスの運行困難な地域などにデマンドタクシーを配置して移動困難者、交通弱者、買い物弱者を生み出さないこと。
3. 防犯灯の電気代を含む維持費は公道に設置している。市が全額負担すること。自治会と自治会の境界になるところは可能な限り市が負担すること。
4. 一期4年ごとに支払われる市長の退職手当は廃止すること。
5. 安心安全の地域づくりを推進するために要援護者対策の進捗状況を具体的に明らかにし、災害の際避難計画を万全にすること。
6. バリアフリー法の徹底、移動円滑化対策を推進すること。マイナンバー申請などに乗じた詐欺、悪徳商法の被害対策のために消費生活相談体制を強化すること。
7. 正規職員を多く採用すること。窓口、電話対応で市民とトラブルを起こさないように専門職の行使を招いて研修を深めること。  
正規職員を臨時職員に置き換えて依存しないこと。臨時職員の待遇改善を行い同一労

- 働・同一賃金の原則を貫くこと。
8. 公契約条例を制定し官製ワーキングプアを生み出さないこと。
  9. 条例の改正など大切な文書を市民に周知するため現在ある掲示板の配置場所を工夫すること。
  10. 各種審議会や委員会への女性参加の比率を高めること。
  11. 同和対策措置法が撤廃されて13年が経過しています。部落差別の固定化、永久化につながる樺原市人権擁護条例を廃止し、関連する予算はなくすこと。
  12. 鹿児島県川内原子力(核)発電所の再稼働に抗議し、再生可能エネルギーに転換するよう政府及び県に要請すること
  13. 低所得者や収入のない方により重い負担になる消費税率10%へ引き上げには反対すること。公共料金に転嫁しないこと。
  14. 非核平和都市宣言をしている市として核兵器廃絶を全国に発信すること。市民団体などが地道に取り組んでいる活動を全面的に支援協力すること。
  15. 青少年の健全育成に悪影響を及ぼし、ギャンブル依存症の疑いがある人が推計で536万人に達するカジノ解禁推進法案反対すること。
  16. 国土・生活環境を壊すリニア中央新幹線工事实施計画を認可撤回を求めること。
  17. 国民の知る権利を奪う秘密保護法の廃止を要請すること。
  18. 地域創生と逆行する基礎自治体を壊す広域化、道州制に反対すること。
  19. オスプレイの全国配備展開・訓練中止を政府に要請すること。翁長沖縄県知事を支援し沖縄辺野古への新基地建設工事中止を要請すること。
  20. 樺原市国民保護法は廃止すること
  21. 自衛隊法で生徒募集のため情報提供を認めていない。自衛官適齢者名簿の提出閲覧の依頼を拒否すること。

## ◎ 第3款 民生費

1. 国民健康保険税一世帯一万円引き下げること。一般会計からの法定外繰入金を増やすこと
2. 国民健康保険加入世帯、高校生以下の子どもに正規の交付書を交付すること。短期保険証や資格者証の交付をしないこと。
3. 国民健康保険証の留め置きは厚生労働省の通知に従い違法である。医療権を奪う保険証の留め置きは直ちに中止すること。
4. 予防医学の観点から人間ドック受診事業と脳ドック受診事業を改善するため二つの受診の併用、毎年の受診、診療項目を増やすこと。
5. 国民健康保険税の申請減免は所得が激減した場合など明確な内規を規定して減免制度を拡充すること。多子減免制度を創設すること。

6. 市民負担が増える都道府県単位の医保行政の広域化を認めることはできない。根本的な解決として国庫負担金の増額を求めること。
7. 医療費一部負担金減免制度を通院、入院に適用することほとんど実績のない現状を認識して周知徹底すること
8. 生活困窮者のために無料低額診療を推進すること。福祉医療資金貸付制度を周知徹底すること。
9. 10億円を超える基金準備金を活用し介護保険料を引き下げること。介護保険料、利用料の減免制度を拡充すること。「日常生活支援総合事業」の実態調査を行うこと。高齢者の配食サービスは一日三食に改善すること。
10. 檀原市手話・言語条例を制定すること。難病新制度に対応し支援強化・相談体制を作ること。
11. 後期高齢者医療制度は75歳という年齢で医療差別をする人権侵害の制度である。直ちに廃止するよう政府に要請すること。2年ごと保険料の改定でどんどん保険料は上がり続け、負担を増やしている。滞納者に対して短期保険証の発行を中止すること。後期高齢者の保険料制度を周知徹底すること。
12. 公的保育の実施責任を明確にし保育の市場化や営利企業の参入を許さず、子どもの権利を優先し保育基準・環境は後退させず、国基準より引き上げること。
13. 本年4月から施行された生活困窮者自立支援法には①自立支援事業②住宅確保給付金③就労準備支援事業、就労訓練事業④一時生活支援事業⑤家計相談支援事業⑥学習支援事業、その他生活困窮者の自立促進に必要な事業が6つもある。今後様々な問題点を解決するために行政組織や支援施策に精通した職員数を2倍にすること。
14. 放課後健全育成事業を拡充すること。指導員の待遇は準公務員にすること。公設公営にすること。
15. 生活保護制度の予算措置は万全にし、市町村の25%負担をなくし国の責任で予算を賄うことを要請すること。生活保護制度の原則に立ち返りケースワーカーの研修を遵守し、切羽詰まっている申請者に対して丁寧に対応すること。住宅扶助の引き下げに抗議し一時扶助（クーラー）の設置、修理ができるように国に要請すること。廃止された老齢加算制度を復活するよう政府に要請すること。
16. 障がい者基本法、新バリアフリー法にてらして近畿日本鉄道（株）が実施している駅員無配置化計画に対して事前に協議の場を設けさせること。一昨年檀原神宮西口駅に畝傍南小学校の児童たちが登校・下校のみですが駅係員が配置することを必ず継続させること。
17. 認知症や孤独死・孤立死を防ぐための地域づくりを推進すること。
18. 緊急生活福祉資金の決定に要する日にちを県と協議して改善すること。善意銀行の活用を改善すること。
19. 全国的に取り入れている未婚の母に対して保育料・寡婦控除の適用など、少しでも負

担の軽減を図ること。

20. 橿原歩行者第一第二専用道路（近鉄橿原神宮前駅地下道路）を障がい者や高齢者にとって安心して通行できるようにすること。雨天の時細心の注意を払ってもスロープや階段が滑りやすい。近畿日本鉄道（株）と協議してチケットを発行して構内で通行できるようにすること。
21. 東大寺整枝園のように中南和地域に重度の障がいのある子供を数日預けられる施設を設置すること。
22. 待機児童をなくすため公的保育所を増設すること。
23. 第四期障がい福祉計画を具体化し1級・2級・3級の精神障がい者の医療費助成制度を実施し、負担をなくすこと。療育・発達障がい支援体制を充実させること。
24. 特定健康診査項目を年次的に増やすこと。
25. 虐待防止法、ストーカー防止法、DV防止法が改正されても痛ましい被害は後を絶ちません。他の市町村と連携して緊急避難所の設置と経済支援を緊急に行うこと。

## ◎ 第4款 衛生費

1. 子どもの医療費無料化助成制度を通院も満15歳中学校卒業まで拡充し窓口でのいったん立て替え払いもなくすこと。また所得制限を行わないこと。
2. 産業廃棄物焼却処理施設にたいして厳格な規定を設け、地元住民への事前説明を行い同意の得られない施設は設置できないようにすること。
3. 負担の重い一般ゴミの有料化はなくすこと。
4. 妊産婦検診無料化は継続すること。双子、三つ子など多子出産予定の妊産婦に無料健診回数を増やすこと。
5. 生活保護世帯へのインフルエンザ予防接種費用は無料にすること。
6. 市営香久山墓園に円滑なお参りができるよう苦痛にならないように具体的計画を明確にすること。

## ◎ 第5款 農業費

1. 農業、酪農、雇用など破壊する「例外なき関税撤廃」を原則とするTPP（環太平洋経済連携協定）が密室で合意された。明らかな公約違反のTPPから撤退することを政府に要請すること。
2. 新規就労者、定年帰農者の参入・定着支援を引き続き拡充すること。
3. 猪やアライグマなどから農作物をまもるため鳥獣対策を強化すること。
4. 米価暴落対策を講じるよう政府に要請すること。
5. 違法な農地取得、無秩序な転用を規制すること。

## ◎ 第6款 労働費

1. 若者の就労相談支援センターを開設すること
2. 女性が輝く社会というなら男女の賃金格差、解消をするよう政府に求めること。
3. ハローワークでの離職率の公表など緒についたブラック企業、ブラックバイト対策を強化するよう政府に要請すること。
4. 母子世帯の多くは低賃金、不安定な雇用形態におかれています安心して働き子育てができるようにひとり親家庭への就業支援策の強化拡充を政府に要請すること。

## ◎ 第7款 商工費

1. 小規模企業振興基本法にもとづき小規模企業支援施策を推進し、具体的に予算措置をすること
  - 小規模企業の営業実態調査をおこなうこと
  - 小規模企業振興基本条例を制定すること
  - 仕事確保、地域経済向上の起爆剤として住宅リフォーム助成制度を創設すること
  - 商店街対策として「まちなか商店店舗」リニューアル助成金制度を創設すること
2. 櫃原市小口融資制度、緊急融資制度を改善すること。
3. 空き店舗対策を強化すること
4. 市の催し、観光事業に政教分離の原則を徹底すること

## ◎ 第8款 土木費

1. 各町内からの道路補修、舗装の要望に応えるための予算を大幅に増額すること。
2. 高齢者や若者、新婚家庭向けの住宅を確保し、家賃補助制度を創設すること。
3. 市営住宅の建設補修計画を具体化すること。市営住宅入居条件における保証人要件免除規定を周知すること。
4. 公園の補修整備費用増額すること。
5. 橋梁の長寿命化修繕策定業務の詳細を明らかにすること。
6. 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を具体化すること
7. 空き家対策を具体化すること。

## ◎ 第9款 消防費

1. 大震災被害、竜巻被害など市としての被災者生活再建支援法を準備具体化すること。
2. 異常なゲリラ豪雨、スーパー台風の発生など予測不可能な事態が到来する中でハザードマップの改版が迫られている。具体的計画を明らかにすること。
3. 災害対策に必要な物資を備蓄すること。

## ◎ 第10款 教育費

1. 教育委員会の改革の柱として会議の公開、教育委員の待遇改善し、政治的介入から教育の自由と自主性を守ること。新教育委員長は教育長と併任され決定権を持つこととなります。任期が三年と短くされ、市長の意向を受けることとなります。教育委員会の独立性を損なわないこと。
2. 行き届いた教育を実現するためひとクラス30人以下の学級規模にすること。先生は講師に依存した体質を脱却し本来あるべき正規採用を増やすこと。
3. いじめ不登校対策防止の施策の拡充をはかること。
4. 文部科学省が示している教室内の温度を大きく上回っている幼稚園・小学校・中学校すべての普通教室、特別教室にエアコン（空調設備）を設置すること。
5. 校舎の耐震診断、補強工事を優先して、築30年以上経過している校舎の大規模改修工事が進捗していません。今後差し迫っている学校ごとの工事計画を明らかにすること。
6. 全国一斉学力テストを実施しないこと。政府に要請することまた教育現場に異常な競争主義を持ち込む市町村単位、各学校単位の成績公表をしないこと。
7. 子どもの相対的貧困率は16%以上になり6人に一人に及びます。さらにひとり親家庭では50%以上です。就学援助金制度の至急適応基準を生活保護基準の1.5倍以上に拡充すること。年度途中の姿勢適応を認めること。入学準備資金貸付制度を創設すること
8. 学校給食の民営化は中止すること。学校給食法に基づき市費で栄養士、調理員を採用すること。中断しているドライ方式の工事を各調理現場に取り入れて食中毒対策を進めること。
9. 昆虫館、”知の拠点“市立図書館など教育施設に指定管理者制度を絶対に導入しないこと。学校図書館法が改正された。すべての学校に選任・専門・正規の図書館司書を配置すること。
10. 新刊図書購入予算を大幅に増額すること。現在12か所ある図書返却ポストを市民の利便性向上のために増設すること。
11. 各地域の公民館をや集会所の改修基準を緩和して利用しやすくすること。
12. 給付制奨学金の創設、奨学金の無利子化、学費の無償化など政府に強く要請すること。